様式第1号（第 5条関係）

**開発に係る協議確認表**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 開発地 | 所　　在 | 地　　番 | 地　　積 | 地　　目 | 　　　　代理人名・連絡先 |
| 甲斐市　　　　　　字 |  | ㎡ |  | 　　　 |
| 事業者 | 住　所 |  | 　　　　　　　　　　　　　 |
| 氏　名 |  | 　　　℡ |
|  |  |  |  | **確　認　印** |
| **事前に、建築住宅課　建築開発係と協議してください。****以下の部署と協議後、確認印をもらい開発行為許可申請書又は事前協議書に添付してください。** | 係長 | 担当 |
| 建設課 | 建設総務係 | 案内図、公図・旧公図、土地利用計画図、造成計画図、造成計画断面図、構造図、道水路縦断図、現況写真（開発区域を明示）等を提出のうえ、事前協議してください。市道名称・幅員【市道　　　　　　　　　　　　　　線　幅員　　　　～　　　　ｍ】 |  |  |
| 農政課 | 農業委員会事務局庶務係（農地法許可・届出） | 許可申請　　・　　届出　　・　　不要４条　・　５条　・　その他（　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
| 農業土木係 | 農 道 | 農道 　　　　　　線　幅員　　　　ｍ　　別途協議　 必要・不要 |  |  |
| 水 路 | 有　・　無 　　　　　　　　　　　　　　別途協議 　必要・不要 |
| 農政課市民地域課 | 農業土木係《竜王》庶務・環境土木係《敷・双》 | 既存の用水路の改修に伴い、止水・減水等が発生する場合には、別途協議が必要です。※農繁期（４月～１０月）の止水・減水は原則不可 |  |  |
| 環境森林課 | 環境政策係（伐採届・森林法） | 伐採届　　　要　　・　　不要　　・　　届出済小規模林地開発届　　　要　　・　　不要 |  |  |
| 環境森林課市民地域課 | 自然環境係《竜王》庶務・環境土木係《敷・双》（ごみ置場等） | 指示書：　交付　・　不要　　　　　　　　　　自治会長名・連絡先（　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　）環境委員名・連絡先（　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　） | 　 |  |
| 上下水道工務課 | 下水道施設係 | □区域内処理区域　　　□区域内未整備地区　　　□区域外【供用開始年月日：　 　　　　年　　 　月 　　　日】開発排水協議書の提出　　　要　・　不要浄　化　槽　：　個人設置　・　市町村設置型　・　設置不要 |  |  |
| 上水道施設係 | 給水区域　　　内　・　外開発給水協議書の提出　　　要　・　不要 |  |  |
| 防災危機管理課 | 消防防犯係 | 消火栓（ 格納箱、器具を含む ）協議内容　（ 新設設置　・　既設等あり　・　別途協議 ）※消防水利より半径140ⅿの円を描いた図面を開発申請書に添付してください。 |  |  |
| カーブミラー　・　防犯灯　・　その他（　　　　　　　　　　　）指示書　有　・　無　　　自治会との協議　　要　・　不要　協議結果（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 裏面に続く |
|  |  |  | **確　認　印** |
|  |  |  | 係長 | 担当 |
| 市民協働推進課 | 市民協働係 | 自治会名・自治会長名【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】住　所【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】連絡先【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】自治会役員に同意を得る際は、役員分の図面・同意書を持参し、隣接一覧を提示し説明を行う。 |  |  |
| 生涯学習文化課 | 文化財係 | 埋蔵文化財包蔵地　　内【　　　　　　　　　　遺跡　】 ・ 外 　協議　　 要 ・ 不要 　　※受付番号〔　　　　　　　　　　　〕開発区域内の指定等文化財　有【　　　　　　　　　　　　】 ・ 無 |  |  |
| 都市計画課 | まちづくり推進係 | 区域区分【市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域・都計外】用途地域【1低・2低・1中高・2中高・1住・2住・準住・近商・準工・工業・無指定】都市計画法第３４条１１号条例区域　　　該当　・　非該当　　　　　　　　　　　　　　【　緑色エリア　・　黄色エリア　】都市計画施設　有　・　無　　施設名称【　　　　　　　　　　　】立地適正化計画届出　要　・　不要【住宅開発等・誘導施設】景観計画区域内行為届出　 要 ・ 不要【市街地・田園・北部山間・森林】※届出対象外の場合も景観形成基準を参考とし、景観に配慮してください。屋外広告物許可申請　　　第　　種 　 　地域　※設置の場合要確認国土利用計画法による届出　　要　・　不要※届出が必要な土地取引面積は担当課で確認してください。 |  |  |
| 公園緑地係 | 緑地可能面積　　10％　・　20％　・　対象外緑地及び公園等設置協議書　　交付　・　不要 |  |  |
| 総務課 | 庁舎・システム管理係 | 区域内及び区域周辺の電柱　　　有　・　無電柱有の場合電柱の移設　　　　要　・　不要※電柱無又は電柱移設が不要の場合、総務課との協議は不要です。 |  |  |
| 福祉部 | 長寿推進課 介護保険係 | 福祉施設・サ高住・店舗等を計画する場合には、該当する関係部署と事前協議してください。※上記の施設以外は福祉部との協議は不要です。 | ※ | ※ |
| 障がい者支援課　生活支援係 | ※ | ※ |